（減免認定又は減免変更認定に係る減免申請書記載事項等）

第十条の二　法第五条第一項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める事項は、減免認定又は減免変更認定を受けようとする学生等に係る次の各号（当該学生等が減免変更認定を受けようとする場合にあっては、第一号）に掲げる事項とする。

一　氏名、出生の年月日及び住所

二　過去に授業料等減免を受けたことがあるか否かの別

2　法第五条第一項の文部科学省令で定める書類は、次の各号に掲げる学生等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　前条第二項第一号に該当する選考対象者である学生等　学業成績に関する書類及び確認大学等における学修の計画に関する書類

二　前条第二項第一号に該当しない選考対象者である学生等　確認大学等における学修の計画に関する書類

3　法第五条第一項ただし書の文部科学省令で定める場合は、選考を行う確認大学等の設置者が、機構選考結果等を活用することにより、学生等が特に優れた者であることを確認できる場合とする。

（認定の申請等）

第十一条　減免認定を受けようとする学生等は、その在学する確認大学等の設置者の定める日までに、減免申請書（法第五条第一項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の申請書をいう。以下この条から第十一条の三までにおいて同じ。）及び法第五条第一項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の書類（以下この条から第十一条の三までにおいてこれらを「減免申請書等」という。）を当該確認大学等の設置者（その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいずれか一の確認大学等の設置者）に提出するものとする。

［条を加える。］

（認定の申請等）

第十一条　授業料等減免を受けようとする学生等は、その在学する確認大学等の定める日までに、申請書（以下この条から第十一条の三までにおいて「減免申請書」という。）を当該確認大学等（その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいずれか一の確認大学等）に提出するものとする。

2　前項の場合において、入学金減免を受けようとする学生等は、確認大学等に入学（第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学を含む。以下この項、次条及び第十一条の三において同じ。）する前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の設置者の定める日までに、減免申請書等を当該確認大学等の設置者に提出するものとする。

3　確認大学等の設置者は、第一項の規定による減免申請書等の提出があったときは、当該減免申請書等を提出した学生等に係る第十条第一項の選考を行うものとする。

4　確認大学等の設置者は、前項の規定による選考のために必要があると認めるときは、減免申請書等のほか、減免認定を受けようとする学生等に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

5　第一項又は第二項の規定による減免申請書等の提出及び第四項の書類の提出は、書面又は電磁的方法により行うものとする。

6　確認大学等の設置者は、第十条第一項の選考の結果、選考対象者が減免認定を行うべき者であると認めるときは、当該減免認定に係る授業料等減免対象者に対し、減免認定を行った旨及び授業料等減免の額並びに施行令第二条第一項第二号イからニまでに掲げる区分（法第四条第一項第二号の認定事由に該当する者として減免認定を行うべき者である場合に限る。）を通知するものとする。

7　前項の場合において、授業料等減免の額が当該確認大学等の設置者の定める授業料等（授業料及び入学金をいう。以下この項において同じ。）の額未満となる場合は、授業料等減免対象者が当該確認大学等に納付すべき授業料等の額を通知するものとする。

2　前項の場合において、入学金減免を受けようとする学生等は、確認大学等に入学（第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学を含む。以下この項、次条及び第十一条の三において同じ。）する前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の定める日までに、減免申請書を当該確認大学等に提出するものとする。

3　確認大学等の設置者は、第一項の規定による減免申請書の提出があったときは、当該減免申請書を提出した学生等に係る選考を行うものとする。

4　確認大学等の設置者は、前項の規定による選考のために必要があると認めるときは、減免申請書のほか、授業料等減免を受けようとする学生等に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

［項を加える。］

5　確認大学等の設置者は、選考の結果、選考対象者が授業料等減免対象者としての認定を行うべき者であると認めるときは、授業料等減免対象者としての認定を行うとともに、当該授業料等減免対象者に対し、その旨並びに減免額算定基準額の区分（施行令第二条第一項各号に掲げる区分をいう。）及び授業料等減免の額を通知するものとする。

6　前項の場合において、授業料等減免の額が当該確認大学等の定める授業料等（授業料及び入学金をいう。以下この項において同じ。）の額未満となる場合は、授業料等減免対象者が当該確認大学等に納付すべき授業料等の額を通知するものとする。